

県南広域振興局長告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年5月25日

県南広域振興局長 田村均次

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901332	社会福祉法人東山愛光 会	デイサービスセンター舞川 の里	一関市舞川字堀切72 番地4	平成24年5月1日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901324	社会福祉法人東山愛光 会	特別養護老人ホーム舞川の 里短期入所生活介護事業	一関市舞川字堀切72 番地4	平成24年5月1日